

業務委託仕様書

- 1 件 名 渋谷防災キャラバン業務委託
- 2 履行期間 契約締結日から令和7年3月31日まで
- 3 履行場所 渋谷防災実行委員会（以下「実行委員会」という。）が指定する場所

4 事業内容（予定）

- (1) 渋谷防災キャラバンin笹塚地区
 - ①開催日時 令和6年6月8日（土）
 - ②会場 渋谷区立中幡小学校（東京都渋谷区幡ヶ谷3丁目49番1号）
 - (2) 渋谷防災キャラバンin大向地区
 - ①開催日時 令和6年6月30日（日）
 - ②会場 渋谷区立松濤中学校（東京都渋谷区松濤1丁目20番4号）
 - (3) 渋谷防災キャラバンin神宮前地区
 - ①開催日時 令和6年11月9日（土）
 - ②会場 渋谷区立原宿外苑中学校（東京都渋谷区神宮前1丁目24番6号）
 - (4) 渋谷防災キャラバンin上原地区
 - ①開催日時 令和6年11月16日（土）
 - ②会場 渋谷区立上原小学校（東京都渋谷区上原3丁目13番20号）
 - (5) 渋谷防災キャラバンin恵比寿地区
 - ①開催日時 令和6年11月23日（土）
 - ②会場 渋谷区猿楽小学校（東京都渋谷区猿楽町12番35号）
- ※会場として、周辺の公共空間（公園等）の利活用も予定。
※土曜日に開催する会場は学校の授業との連携を予定。

5 業務内容

「渋谷防災キャラバン業務委託プロポーザル実施要項」に基づき、下記の業務を行うものとする。

- (1) 企画提案業務
 - ① 渋谷防災キャラバンプログラム企画・立案に関すること
※雨天時は屋内で実施をするため、雨天時も想定した企画・立案をすること
 - ② ステージイベント・防災トークステージの開催に関すること
区民防災意識向上に寄与するステージイベント、防災に関する企画・制作を行うこと
イベントの進行役として司会者（イベント等の司会において実績のある者）を手配すること
 - ③ 防災展示出展団体の募集に関すること

区民防災意識向上に寄与する防災展示出展団体の募集を行うこと

④ 地域団体・自主防災組織との連携に関すること

⑤ 定例会の実施

各防災キャラバン開催日の概ね2か月前から前日まで、週1回程度の定例会を実施し、アジェンダや図面等必要書類を作成すること

⑥ 事前配布チラシ、当日パンフレットの作成

実行委員会の求めに応じ、告知用チラシ、当日パンフレットの制作を行うこと

⑦ 防災意識展示

当日会場内にてパネル展示を行うなど、防災意識啓発に関する取組を行うこと

⑧ 実施レポート

実行委員会の求めに応じ、開催日の実施内容やアンケートをまとめた報告を提出すること

実行委員会と協議のもと、動画形式での納品も可能とする。

⑨ アンケート調査

今後の事業に活かせるよう、アンケートの作成と集計を行うこと。内容は事前に協議すること

⑩ その他

その他付帯業務に関すること

(2) 事業広報業務

① 渋谷防災キャラバン周知に関する企画検討を行うこと

② 事業周知用ホームページの作成・更新およびSNSアカウントの運用を行うこと

③ 会場周辺に対するチラシの全戸配布を行うこと（概ね6,000～20,000枚）

④ その他付帯業務に関すること

(3) 実行委員会事務局の運営補助業務

① 実行委員会事務局の運営コーディネーター

② 実行委員会資料の作成

③ 実行委員会が招集する従事員に対する事前説明会および必要な書類の作成

④ その他付帯業務に関すること

(4) 運営業務

① 当日運営用マニュアルを作成すること

② 円滑な運営ができるよう人員配置を行うこと。ただし、当日は、実行委員会から30名程度の従事員が見込めるものとする。

③ 記録動画・写真の撮影を行い、開催後2週間以内に納品すること

※記録動画は編集作業を含むものとする。

④ 前日までに会場の事前設営を行うこと

⑤ 会場との事前調整を行うこと

⑥ 運営に必要な備品の調達と会場への運搬を行うこと（別紙備品リストを参考のこと）

※運営に必要な備品類の購入・管理は、受託者が自己の費用と責任において実施すること。

(5) 事務局運営業務

- ① ブース出展要項の作成を行うこと
- ② 参加関係団体との連絡調整、情報集約を行うこと

(6) その他

イベントの運営等に要する時間の目安は下記のとおり。

- ・会場の事前設営 概ね4時間程度
- ・イベント開催時間 概ね3時間程度
- ・会場撤収作業 概ね2時間程度

5 その他

- (1) 企画提案業務に係る経費、打ち合わせや会議等へ出席するための交通費等は受託者の負担とする。
- (2) 受託者は常に善良なる管理者の注意をもって業務を履行し、業務の進捗状況について確認の上、適宜報告すること
- (3) 受託者は、業務遂行上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。なお、この契約が終了した後も同様とする。
- (4) 業務の遂行にあたっては、本仕様書及び関係法令、規則等を遵守し、適正に業務を遂行すること
- (5) 受託者は、本業務を実施するに当たっての個人情報の取扱いについては、別紙「個人情報の保護及び管理に関する特記事項」を遵守しなければならない。
- (6) 業務に関して発生した事故・損害（第三者に対して及ぼした事故・損害を含む）のために生じた経費は、受託者が負担するものとする。ただし、その事故・損害が委託者の責に帰すべき事由による場合においては、この限りでない
- (7) 受託者が、委託業務の一部をやむを得ず第三者に再委託する場合は、事前に委託者と協議を行うこと
- (8) その他、この仕様書について疑義がある場合又は定めのない事項については、委託者と協議の上、解決することとする。